

令和 6 年門真市議会第 4 回定例会

議案書

[追加]

門真市

第4回定例会付議事件目次（追加）

ページ

第18 議案第92号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	1
第19 議案第93号	令和6年度門真市一般会計補正予算（第11号）	27
第20 議案第94号	令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	113
第21 議案第95号	令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	131
第22 議案第96号	令和6年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）	148
第23 議案第97号	令和6年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	168

議案第92号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）等の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年12月17日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

令和6年8月8日付け人事院勧告及び諸般の状況に鑑み、本市一般職の職員等の給与の改定を行うとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第24条 1 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。 4～6 略	(期末手当) 第24条 1 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。 4～6 略
(勤勉手当) 第25条 1 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	(勤勉手当) 第25条 1 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> を乗じて得た額の総額
3～4 略	3～4 略

改正後	改正前																				
(任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給料の特例)	(任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給料の特例)																				
第27条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）及び任期付短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。	第27条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）及び任期付短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>円 207,400</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>220,000</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>230,000</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>242,000</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	給料月額	1級	円 207,400	2級	220,000	3級	230,000	4級	242,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>円 181,800</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>196,200</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>208,000</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>221,100</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	給料月額	1級	円 181,800	2級	196,200	3級	208,000	4級	221,100
職務の級	給料月額																				
1級	円 207,400																				
2級	220,000																				
3級	230,000																				
4級	242,000																				
職務の級	給料月額																				
1級	円 181,800																				
2級	196,200																				
3級	208,000																				
4級	221,100																				
2 略	2 略																				

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 183,500	円 230,000	円 261,300	円 287,300	円 309,800	円 335,000	円 373,400	円 415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000

41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		

86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	347,400						
95		299,700	347,800						
96		300,100	348,200						
97		300,300	348,400						
98		300,600	348,800						
99		301,000	349,200						
100		301,400	349,500						
101		301,600	349,800						
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年 前再 任用 短時 間勤		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

務職 員							
---------	--	--	--	--	--	--	--

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇給、昇格等の基準)	(初任給、昇給、昇格等の基準)
第4条	第4条
1～4 略	1～4 略
5 前項の規定により職員（55歳以上の職員及び8級職員（給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級である者をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	5 前項の規定により職員（55歳以上の職員_____を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
6 55歳以上の職員及び8級職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 55歳以上の職員_____の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
7～10 略	7～10 略
(扶養手当)	(扶養手当)
第14条	第14条
1～2 略	1～2 略
3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1人につき3,000円（8級職員にあつては、支給しない。）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円（8級職員にあつては、3,500円）とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級である者（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合に

改正後	改正前
<p>項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>おける扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>第15条 削除</p>	<p>第15条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を</p>

改正後	改正前
	<p>経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となつた場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となつた場合</p> <p>(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</p>
(地域手当)	(地域手当)
第15条の2	第15条の2
1 略	1 略
2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の14</u> を乗じて得た額とする。	2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の15</u> を乗じて得た額とする。
(通勤手当)	(通勤手当)
第17条	第17条
1 略	1 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員

改正後	改正前
<p>の区分に応じて、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつては、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 市長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間（月の初日からその月以降の月の末日までの期間として市長が定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>150,000円</u>を超えるときは、支給対象期間につき、<u>150,000円</u>に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める月額の合計額が<u>150,000円</u>を超えるときは、その者の支給対象期間につき、<u>150,000円</u>に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める月額</p> <p>3 略</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p>	<p>の区分に応じて、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつては、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 市長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間（月の初日からその月以降の月の末日までの期間として市長が定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときは、支給対象期間につき、<u>55,000円</u>に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める月額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の支給対象期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める月額</p> <p>3 略</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p>
第22条の2	第22条の2
1 略	1 略
2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>午後10時から翌日の午前5時まで</u>	2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>週休日等以外の日の午前0時から午</u>

改正後	改正前
間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。	前5時までの間_____であつて、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) 略	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____ _____とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額) (2) 略
4 略 (期末手当)	4 略 (期末手当)
第24条 1 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。	第24条 1 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。
4～6 略 (勤勉手当)	4～6 略 (勤勉手当)
第25条 1 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお	第25条 1 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお

改正後	改正前
いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額
3～4 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)	3～4 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)
第27条の2 第4条第2項から第9項まで及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)	第27条の2 第4条第2項から第9項まで、 <u>第14条、第15条及び第17条の2</u> の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)
第27条の4 1 略 2 第3条（第3項を除く。）、第4条（第1項を除く。）、第14条及び第17条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。	第27条の4 1 略 2 第3条（第3項を除く。）、第4条（第1項を除く。）、第14条、 <u>第15条</u> 及び第17条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300	円 458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	

41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			

86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年 前再 任用 短時 間勤		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

務職 員							
---------	--	--	--	--	--	--	--

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当)	(扶養手当)
第14条	第14条
1 略	1 略
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u>
(1) 略	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき <u>13,000円</u> 、 <u>同項第2号から第5号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円（8級職員にあつては、3,500円）</u> とする。
(2) 略	<u>扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1人につき3,000円（8級職員にあつては、支給しない。）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>11,500円</u>、<u>同項第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円（8級職員にあつては、3,500円）</u>とする。</u>
(3) 略	4～5 略
(4) 略	4～5 略
(5) 略	
3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1人につき3,000円（8級職員にあつては、支給しない。）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき <u>11,500円</u> 、 <u>同項第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円（8級職員にあつては、3,500円）</u> とする。	
4～5 略	
(地域手当)	(地域手当)
第15条の2	第15条の2
1 略	1 略
2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の13</u> を乗じて得た額とする。	2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の14</u> を乗じて得た額とする。
(住居手当)	(住居手当)
第17条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。	第17条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
(1) 略	(1) 略
(2) 官公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定め	(2) 官公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定め

改正後	改正前
<p>るやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する官公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p>	<p>るやむを得ない事情により、同居していた配偶者</p> <p>_____と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する官公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p>
2～3 略	2～3 略

第4条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第15条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第15条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の13</u>を乗じて得た額とする。</p>

(門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第5条の2 第4条第2項に規定する手当のうち、扶養手当及び退職手当については、定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第5条の2 第4条第2項に規定する手当のうち、扶養手当、<u>住居手当</u>及び退職手当については、定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬等)	(報酬等)
第2条	第2条
1 略	1 略
2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に <u>100分の14</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。	2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に <u>100分の15</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。
3～5 略	3～5 略

第7条 門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬等)	(報酬等)
第2条	第2条
1 略	1 略
2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に <u>100分の13</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に <u>100分の14</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

改正後	改正前
を加算した額とする。 3～5 略	を加算した額とする。 3～5 略

第8条 門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬等)	(報酬等)
第2条	第2条
1 略	1 略
2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に <u>100分の12</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。	2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に <u>100分の13</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。
3～5 略	3～5 略

（職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第9条 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年門真市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (給与に関する経過措置)	附 則 (給与に関する経過措置)
第2条	第2条
1～6 略	1～6 略
7 新給与条例第4条第2項から第9項まで及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	7 新給与条例第4条第2項から第9項まで、 <u>第14条、第15条及び第17条の2</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
8 略	8 略

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

(1) 第2条、第5条、第6条及び第9条並びに附則第6項及び第7項の規定 令和7年
4月1日

(2) 第3条及び第7条の規定 令和8年4月1日

(3) 第4条及び第8条の規定 令和9年4月1日

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する条例（以下「新一般職給与条例」という。）第27条の3第1項及び別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 新一般職給与条例第24条第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(内払)

4 第1条の規定による改正前的一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧一般職給与条例」という。）第27条の3第1項及び別表第1の規定に基づいて令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新一般職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

5 旧一般職給与条例第24条第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定に基づいて令和6年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当及び勤勉手当は、新一般職給与条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

(号給の切替え)

6 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において新一般職給与条例の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けている号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

7 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4

41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		

84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議案第93号

令和6年度門真市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度門真市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,889,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年12月17日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 峰入峰出予算補正
峰 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
18 繰入金		3,807,484	180,000	3,987,484
	1 基金繰入金	3,807,484	180,000	3,987,484
19 諸収入		654,679	9,704	664,383
	5 雜入	613,424	9,704	623,128
20 市債		9,913,214	△20,600	9,892,614
	1 市債	9,913,214	△20,600	9,892,614
歳 入 合 計		78,720,184	169,104	78,889,288

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議会費		382,121	△669	381,452
	1 議会費	382,121	△669	381,452
2 総務費		7,806,262	58,648	7,864,910
	1 総務管理費	6,724,816	36,656	6,761,472
	2 徴稅費	546,301	17,665	563,966
	3 戸籍住民基本台帳費	338,323	3,000	341,323
	4 選挙費	167,404	1,267	168,671
	5 統計調査費	26,669	60	26,729
3 民生費		35,497,370	32,112	35,529,482
	1 社会福祉費	13,796,538	78,295	13,874,833
	2 児童福祉費	8,688,559	△57,417	8,631,142
	3 生活保護費	11,224,678	4,361	11,229,039
	4 国民健康保険費	1,787,595	6,873	1,794,468
4 衛生費		4,265,138	6,161	4,271,299
	1 保健衛生費	1,687,389	△555	1,686,834
	2 清掃費	2,577,749	6,716	2,584,465
5 農林水産業費		36,334	△163	36,171
	1 農業費	36,334	△163	36,171
6 商工費		222,737	223	222,960
	1 商工費	222,737	223	222,960
7 土木費		14,140,412	4,589	14,145,001
	1 土木管理費	207,834	3,132	210,966
	2 道路橋りょう費	1,328,074	1,218	1,329,292
	3 河川費	222,371	740	223,111
	4 都市計画費	7,562,926	△501	7,562,425
8 消防費		1,837,871	30,332	1,868,203

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	1 消防費	1,837,871	30,332	1,868,203
9 教育費		9,401,136	33,915	9,435,051
	1 教育総務費	4,568,156	8,911	4,577,067
	2 小学校費	804,172	10,086	814,258
	3 中学校費	470,289	5,093	475,382
	4 幼稚園費	122,884	1,155	124,039
	5 社会教育費	2,567,978	8,932	2,576,910
	6 保健体育費	867,657	△262	867,395
12 予備費		61,660	3,956	65,616
	1 予備費	61,660	3,956	65,616
	歳 出 合 計	78,720,184	169,104	78,889,288

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
クリーンセンター施設棟屋上防水改修工事（5号炉側）	令和6年度		千円
	{		17,993
	令和7年度		

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
一般廃棄物処理施設整備	千円 27,900	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えができる。
計	27,900			

補正後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
千円 7,300	普通貸借 又は 証券発行	8. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えができる。
7,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
18 繰入金	3,807,484	180,000	3,987,484
19 諸収入	654,679	9,704	664,383
20 市債	9,913,214	△20,600	9,892,614
歳 入 合 計	78,720,184	169,104	78,889,288

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	382, 121	△669	381, 452
2 総務費	7, 806, 262	58, 648	7, 864, 910
3 民生費	35, 497, 370	32, 112	35, 529, 482
4 衛生費	4, 265, 138	6, 161	4, 271, 299
5 農林水産業費	36, 334	△163	36, 171
6 商工費	222, 737	223	222, 960
7 土木費	14, 140, 412	4, 589	14, 145, 001
8 消防費	1, 837, 871	30, 332	1, 868, 203
9 教育費	9, 401, 136	33, 915	9, 435, 051
12 予備費	61, 660	3, 956	65, 616
歳 出 合 計	78, 720, 184	169, 104	78, 889, 288

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源 千円
特 定	財	地 方 債	そ の 他	
国府支出金 千円		千円		
			9, 309	49, 339
				32, 112
		△20, 600		26, 761
				△163
				223
				4, 589
				30, 332
				33, 915
				3, 956
0		△20, 600	9, 309	180, 395

2 歳 入

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
10 財政調整基金繰入金	千円 670,000	千円 180,000	千円 850,000
計	3,807,484	180,000	3,987,484

19款 諸収入

5項 雜入

2 雜入	612,695	9,704	622,399
計	613,424	9,704	623,128

20款 市債

1項 市債

3 衛生債	27,900	△20,600	7,300
計	9,913,214	△20,600	9,892,614

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 180,000	財政調整基金繰入金	千円

97 水道事業会計 負担金	9,704	水道事業会計退職手当負担金 一般会計職員負担金	9,309 395

2 一般廃棄物処 理施設整備事 業債	△20,600	ごみ処理施設整備事業債

18款 繰入金 19款 諸収入 20款 市債

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 382,121	千円 △669	千円 381,452	千円	千円	千円	千円 △669
計	382,121	△669	381,452	0	0	0	△669

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	5,099,536	34,494	5,134,030			9,309 諸収入 9,309	25,185
---------	-----------	--------	-----------	--	--	-----------------------	--------

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 △669	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 職員手当等 扶養手当 児童手当
		△669 △669 △648 △21

1 報酬	4,517	○市民公益活動と協働・共創の促進
2 給料	3,732	大阪・関西万博推進事業 給料
3 職員手当等	24,222	一般職給 一般職給
19 負担金補助及び交付金	2,023	職員手当等 地域手当 期末手当 勤勉手当
		188 43 78 67
		○シティプロモーションによる定住促進
		ふるさと納税推進事業 報酬
		会計年度任用職員 職員手当等
		期末手当 勤勉手当
		135 72 63
		○施策評価対象外事業
		人事管理に関する事務 報酬
		5,815 3,111

1 款 議会費 2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
	会計年度任用職員	3,111
	給料	1,269
	一般職給	1,269
	一般職給	1,269
	職員手当等	1,435
	地域手当	896
	退職手当	189
	児童手当	350
	職員の給与・厚生に関する事務	376
	報酬	268
	会計年度任用職員	268
	職員手当等	108
	期末手当	58
	勤勉手当	50
	職員等の人事費に関する事務	26,132
	給料	2,180
	一般職給	2,180
	一般職給	2,180
	職員手当等	21,929
	管理職手当	△664
	退職手当	22,500
	児童手当	93
	負担金補助及び交付金	2,023
	負担金	2,023
	一般会計退職手当負担金	1,623
	上下水道事業職員負担金	400
○施策評価対象外事業		
	庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務	1,258
	報酬	831

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 会計管理費	39,916	△146	39,770				△146
15 南部市民センター費	40,434	2,308	42,742				2,308
計	6,724,816	36,656	6,761,472	0	0	9,309	27,347

2款 総務費

2項 徴税費

1 税務総務費	373,361	17,665	391,026				17,665
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		会計年度任用職員 831
		職員手当等 427
		期末手当 229
		勤勉手当 198
1 報酬	△146	○施策評価対象外事業
		審査・金銭・物品出納及び決算事務 △146
		報酬 △146
		会計年度任用職員 △146
1 報酬	1,660	○効率的・効果的な行政運営
3 職員手当等	648	南部市民サービスコーナー運営事業 2,308
		報酬 1,660
		会計年度任用職員 1,660
		職員手当等 648
		期末手当 349
		勤勉手当 299

1 報酬	1,914	○施策評価対象外事業
2 給料	8,006	職員等の人事費に関する事務 14,171
3 職員手当等	5,990	給料 7,265
4 共済費	1,755	一般職給 7,265
		一般職給 7,265
		職員手当等 5,151
		地域手当 1,189
		期末手当 2,399

2款 総務費

2款 総務費

2項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
	勤勉手当	1,992
	児童手当	△429
	共済費	1,755
	負担金	1,755
	共済組合負担金	1,637
	厚生年金負担金	118
○施策評価対象外事業		
	税政関係事務	366
	報酬	258
	会計年度任用職員	258
	職員手当等	108
	期末手当	58
	勤勉手当	50
	個人市民税課税事務	1,470
	報酬	510
	会計年度任用職員	510
	給料	741
	一般職給	741
	一般職給	741
	職員手当等	219
	地域手当	111
	期末手当	58
	勤勉手当	50
	固定資産税課税事務	365
	報酬	257
	会計年度任用職員	257
	職員手当等	108
	期末手当	58
	勤勉手当	50

2款 総務費

2款 総務費

2項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	546,301	17,665	563,966	0	0	0	17,665

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基 本台帳費	338,323	3,000	341,323				3,000
-----------------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
	○施策評価対象外事業	
	市税徴収事務	1,293
	報酬	889
	会計年度任用職員	889
	職員手当等	404
	期末手当	216
	勤勉手当	188

1 報酬	1,077	○効率的・効果的な行政運営	
2 給料	1,132	個人番号カード関連事務	△156
		報酬	△1,352
3 職員手当等	791	会計年度任用職員	△1,352
		給料	1,132
		一般職給	1,132
		一般職給	1,132
		職員手当等	64
		地域手当	170
		超過勤務手当	12
		期末手当	△70
		勤勉手当	△48
		○施策評価対象外事業	
		職員等の人事費に関する事務	△164
		職員手当等	△164
		児童手当	△164
		○施策評価対象外事業	

2款 總務費

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	338,323	3,000	341,323	0	0	0	3,000		

2款 総務費

4項 選挙費

1 選挙管理委員会費	58,051	1,467	59,518					1,467
------------	--------	-------	--------	--	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		窓口事務 2,947
		報酬 2,014
		会計年度任用職員 2,014
		職員手当等 933
		期末手当 484
		勤勉手当 449
		戸籍事務 442
		報酬 307
		会計年度任用職員 307
		職員手当等 135
		期末手当 72
		勤勉手当 63
		旅券発給事務 △69
		報酬 108
		会計年度任用職員 108
		職員手当等 △177
		期末手当 △97
		勤勉手当 △80

2 給料	137	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	1,027	職員等の人事費に関する事務 1,467
		給料 137
4 共済費	303	一般職給 137
		一般職給 137
		職員手当等 1,027

2款 総務費

2款 総務費

4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 市長選挙費	47,113	11	47,124				11		
4 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	62,222	△211	62,011				△211		
計	167,404	1,267	168,671	0	0	0	1,267		

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		扶養手当 338
		地域手当 146
		期末手当 296
		勤勉手当 270
		児童手当 △23
		共済費 303
		負担金 303
		共済組合負担金 303
1 報酬	43	○施策評価対象外事業
2 給料	△28	市長選挙執行経費 11 報酬 43
3 職員手当等	△4	会計年度任用職員 43 給料 △28 一般職給 △28 一般職給 △28 職員手当等 △4 地域手当 △4
1 報酬	△211	○施策評価対象外事業 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費 △211 報酬 △211 会計年度任用職員 △211

2款 総務費

2款 総務費

5項 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 統計調査総務費	千円 26,669	千円 60	千円 26,729	千円	千円	千円	千円 60
計	26,669	60	26,729	0	0	0	60

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	8,569,043	74,293	8,643,336				74,293
-----------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 242	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 △61
3 職員手当等	△182	職員手当等 扶養手当 △100 地域手当 10 勤勉手当 33 児童手当 △4
		○施策評価対象外事業 統計書作成事業 121 報酬 242 会計年度任用職員 242 職員手当等 △121 期末手当 △67 勤勉手当 △54

1 報酬	307	○生活保障と自立支援 生活困窮者自立支援事業 442
2 給料	39,474	報酬 307
3 職員手当等	22,114	会計年度任用職員 307
4 共済費	12,398	職員手当等 135 期末手当 72 勤勉手当 63
		定額減税補足給付金（調整給付）給付事業 3,006 給料 2,207 一般職給 2,207

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 老人福祉費	2,549,337	2,815	2,552,152				2,815		
3 国民年金費	34,800	1,187	35,987				1,187		

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		一般職給 2,207
		職員手当等 799
		地域手当 331
		期末手当 253
		勤勉手当 215
		○施策評価対象外事業
		職員等の人事費に関する事務 70,845
		給料 37,267
		一般職給 37,267
		一般職給 37,267
		職員手当等 21,180
		地域手当 2,019
		超過勤務手当 2,966
		通勤手当 △673
		管理職手当 1,152
		期末手当 8,563
		勤勉手当 7,599
		児童手当 △446
		共済費 12,398
		負担金 12,398
		共済組合負担金 12,398
28 繰出金	2,815	○高齢者への支援
		介護保険サービス実施事業 2,815
		繰出金 2,815
		他会計への繰出金 2,815
		事務費繰出金 2,770
		地域支援事業繰出金 45
1 報酬	620	○施策評価対象外事業

3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	13,796,538	78,295	13,874,833	0	0	0	78,295		

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	702,488	5,492	707,980					5,492
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	--	-------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 535	職員等の人事費に関する事務	297
4 共済費	32	職員手当等	265
		地域手当	48
		通勤手当	99
		期末手当	87
		勤勉手当	82
		児童手当	△51
		共済費	32
		負担金	32
		共済組合負担金	32
○施策評価対象外事業			
		国民年金事務	890
		報酬	620
		会計年度任用職員	620
		職員手当等	270
		期末手当	145
		勤勉手当	125

1 報酬	2,321	○みんなで支え合う子育て環境づくり	
2 給料	1,439	なかよし広場運営事業	746
3 職員手当等	1,732	報酬	518
		会計年度任用職員	518
		職員手当等	228
		期末手当	122
		勤勉手当	106

3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円
		ファミリー・サポート・センター運営事業	601
		報酬	388
		会計年度任用職員	388
		職員手当等	213
		期末手当	114
		勤勉手当	99
		放課後児童クラブ運営事業	188
		報酬	103
		会計年度任用職員	103
		職員手当等	85
		期末手当	46
		勤勉手当	39
		子どもの未来応援事業	622
		報酬	475
		会計年度任用職員	475
		職員手当等	147
		期末手当	92
		勤勉手当	55
○子育て世帯への支援			
		家庭児童相談事業	1,758
		報酬	846
		会計年度任用職員	846
		給料	585
		一般職給	585
		一般職給	585
		職員手当等	327
		地域手当	88
		超過勤務手当	33
		期末手当	387

3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
	勤勉手当	△181
	ひとり親自立支援事業	△350
	報酬	△292
	会計年度任用職員	△292
	職員手当等	△58
	期末手当	△23
	勤勉手当	△35
	子ども・子育てサービス利用者支援事業	727
	報酬	256
	会計年度任用職員	256
	給料	283
	一般職給	283
	一般職給	283
	職員手当等	188
	地域手当	43
	期末手当	78
	勤勉手当	67
○母子保健の充実		
	こんにちは赤ちゃん事業	150
	報酬	101
	会計年度任用職員	101
	職員手当等	49
	期末手当	26
	勤勉手当	23
○施策評価対象外事業		
	児童扶養手当支給事業	30
	報酬	△43
	会計年度任用職員	△43
	職員手当等	73

3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 児童措置費	6,627,492	457	6,627,949				457		

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		期末手当 39
		勤勉手当 34
		児童手当支給事業 139
		報酬 40
		会計年度任用職員 40
		職員手当等 99
		期末手当 53
		勤勉手当 46
○施策評価対象外事業		
		保育所入所等事業 952
		給料 571
		一般職給 571
		一般職給 571
		職員手当等 381
		地域手当 85
		期末手当 159
		勤勉手当 137
○施策評価対象外事業		
		保育所等の認可・確認・届出に関する事務 △71
		報酬 △71
		会計年度任用職員 △71
1 報酬	317	○施策評価対象外事業
		子育てのための施設等利用給付事業 457
3 職員手当等	140	報酬 317
		会計年度任用職員 317
		職員手当等 140
		期末手当 75
		勤勉手当 65

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 保育園費	千円 722,667	千円 △63,366	千円 659,301	千円	千円	千円	千円 △63,366

節		説 明
区分	金額	
1 報酬	千円 1,325	○就学前教育・保育の充実 公立認定こども園運営事業 報酬 会計年度任用職員 給料 一般職給 一般職給 職員手当等 地域手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 公立保育所運営事業 報酬 会計年度任用職員 給料 一般職給 一般職給 職員手当等 地域手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 ○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 給料 一般職給 一般職給 職員手当等
2 給料	△30,662	899 949 949 456 456 456 △506 68 △7 △262 △305 325 376 376 303 303 303 △354 45 △6 △178 △215 △64,590 △31,421 △31,421 △31,421 △19,164
3 職員手当等	△20,024	
4 共済費	△14,005	

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	8,688,559	△57,417	8,631,142	0	0	0	△57,417		

3款 民生費

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	796,974	4,361	801,335				4,361	
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	--

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		扶養手当 △965
		地域手当 △4,175
		通勤手当 △766
		期末手当 △5,638
		勤勉手当 △5,691
		住居手当 △703
		児童手当 △1,226
		共済費 △14,005
		負担金 △14,005
		共済組合負担金 △14,005

1 報酬	3,466	○生活保障と自立支援
3 職員手当等	895	適正化推進事業 105
		報酬 △12
		会計年度任用職員 △12
		職員手当等 117
		期末手当 60
		勤勉手当 57
		子どもの健全育成事業 177
		報酬 298
		会計年度任用職員 298
		職員手当等 △121
		期末手当 △69
		勤勉手当 △52
		健康管理支援事業 559

3 款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
	報酬	378
	会計年度任用職員	378
	職員手当等	181
	期末手当	96
	勤勉手当	85
	扶養義務調査充実事業	265
	報酬	157
	会計年度任用職員	157
	職員手当等	108
	期末手当	58
	勤勉手当	50
	債権管理適正化事業	350
	報酬	242
	会計年度任用職員	242
	職員手当等	108
	期末手当	58
	勤勉手当	50
	面接相談事業	338
	報酬	236
	会計年度任用職員	236
	職員手当等	102
	期末手当	55
	勤勉手当	47
	居宅介護支援計画点検強化事業	△728
	報酬	△588
	会計年度任用職員	△588
	職員手当等	△140
	期末手当	△77
	勤勉手当	△63

3 款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	11,224,678	4,361	11,229,039	0	0	0	4,361		

3款 民生費

4項 国民健康保険費

1 国民健康保 険費	1,787,595	6,873	1,794,468					6,873
---------------	-----------	-------	-----------	--	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		年金調査事業 1,196
		報酬 976
		会計年度任用職員 976
		職員手当等 220
		期末手当 118
		勤勉手当 102
		○施策評価対象外事業
		職員等の人事費に関する事務 △231
		職員手当等 △231
		管理職手当 △100
		勤勉手当 △1,215
		住居手当 602
		児童手当 482
		○施策評価対象外事業
		生活保護給付事業 2,330
		報酬 1,779
		会計年度任用職員 1,779
		職員手当等 551
		期末手当 292
		勤勉手当 259

28 繰出金	6,873	○施策評価対象外事業
		国民健康保険事業特別会計繰出金事務 6,873
		繰出金 6,873
		他会計への繰出金 6,873

3款 民生費

3款 民生費

4項 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,787,595	6,873	1,794,468	0	0	0	6,873

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	582,605	△555	582,050				△555
-----------	---------	------	---------	--	--	--	------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	職員給与費等分
		千円 6,873

1 報酬	△32	○母子保健の充実	
2 給料	5,231	乳幼児健康診査事業	△1,172
3 職員手当等	△5,754	報酬	△863
		会計年度任用職員	△863
		職員手当等	△309
		期末手当	△161
		勤勉手当	△148
		妊娠・出産包括支援事業	339
		報酬	159
		会計年度任用職員	159
		職員手当等	180
		期末手当	96
		勤勉手当	84
		出産・子育て応援給付金給付事業	459
		報酬	318
		会計年度任用職員	318
		職員手当等	141
		期末手当	76
		勤勉手当	65
		○施策評価対象外事業	
		職員等の人事費に関する事務	△652
		給料	5,231
		一般職給	5,231

3款 民生費 4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	1,687,389	△555	1,686,834	0	0	0	△555		

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃総務費	93,634	647	94,281					647
---------	--------	-----	--------	--	--	--	--	-----

節		説	明
区分	金額		
	千円		千円
		一般職給	5,231
		職員手当等	△5,883
		扶養手当	△517
		地域手当	△323
		管理職手当	△204
		勤勉手当	△2,483
		住居手当	△1,364
		児童手当	△992
○施策評価対象外事業			
		庶務関連事務（健康増進課）	471
		報酬	354
		会計年度任用職員	354
		職員手当等	117
		期末手当	63
		勤勉手当	54

2 給料	108	○施策評価対象外事業	
3 職員手当等	539	職員等の人事費に関する事務	647
		給料	108
		一般職給	108
		一般職給	108
		職員手当等	539
		扶養手当	△380
		地域手当	144
		管理職手当	△242

4款 衛生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,270,705	4,941	2,275,646		△20,600 市債 △20,600		25,541
3 し尿処理費	193,909	434	194,343				434

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		期末手当 963
		勤勉手当 302
		児童手当 △248
1 報酬	226	○快適に暮らせる生活基盤の整備
2 給料	20,027	ごみ収集運搬事業 323 報酬 226
3 職員手当等	5,313	会計年度任用職員 226 職員手当等 97
15 工事請負費	△20,625	期末手当 52 勤勉手当 45 クリーンセンター施設棟運転維持管理事業 △20,625 工事請負費 △20,625 工事請負費（資産） △20,625 クリーンセンター施設棟屋上防水改修工事 △20,625 ○施策評価対象外事業
		職員等の人事費に関する事務 25,243
		給料 20,027
		一般職給 20,027
		一般職給 20,027
		職員手当等 5,216
		地域手当 140
		通勤手当 183
		期末手当 1,663
		勤勉手当 2,858
		住居手当 385
		児童手当 △13
3 職員手当等	△106	○施策評価対象外事業
4 共済費	540	職員等の人事費に関する事務 434

4款 衛生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 リサイクル プラザ費	13,569	694	14,263				694
計	2,577,749	6,716	2,584,465	0	△20,600	0	27,316

5款 農林水産業費

1項 農業費

1 農業委員会 費	14,083	△138	13,945				△138
2 農業総務費	18,596	△25	18,571				△25

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		職員手当等 △106
		扶養手当 △424
		超過勤務手当 318
		共済費 540
		負担金 540
		共済組合負担金 540
1 報酬	674	○地球環境保全 リサイクルプラザ運営・管理事業 694
3 職員手当等	20	報酬 674 会計年度任用職員 674 職員手当等 20 期末手当 7 勤勉手当 13

3 職員手当等	△188	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 △138
4 共済費	50	職員手当等 △188 児童手当 △188 共済費 50 負担金 50 共済組合負担金 50
3 職員手当等	△25	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 △25 職員手当等 △25

4 款 衛生費 5 款 農林水産業費

5 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	36,334	△163	36,171	0	0	0	△163

6 款 商工費

1 項 商工費

1 商工総務費	129,460	△120	129,340				△120
3 消費生活対策費	24,782	343	25,125				343
計	222,737	223	222,960	0	0	0	223

7 款 土木費

1 項 土木管理費

1 土木総務費	207,834	3,132	210,966				3,132
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
	千円	
		通勤手当 千円 234
		児童手当 △259

3 職員手当等	△120	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 △120 職員手当等 △120 児童手当 △120
1 報酬	93	○安全・安心な暮らしを支える体制づくり 消費生活相談事業 343
3 職員手当等	250	報酬 93 会計年度任用職員 93 職員手当等 250 期末手当 133 勤勉手当 117

3 職員手当等	3,132	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 3,132 職員手当等 3,132 通勤手当 118 管理職手当 1,192 期末手当 327

5款 農林水産業費 6款 商工費 7款 土木費

7款 土木費

1項 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	207,834	3,132	210,966	0	0	0	3,132

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

1 道路橋りよ う総務費	63,068	1,218	64,286				1,218
計	1,328,074	1,218	1,329,292	0	0	0	1,218

節		説明
区分	金額	
	千円	
		勤勉手当 千円 1,557
		児童手当 △62

1 報酬	519	○快適な道路環境の形成	
2 給料	283	道路維持管理事業	866
		報酬	275
3 職員手当等	416	会計年度任用職員	275
		給料	283
		一般職給	283
		一般職給	283
		職員手当等	308
		地域手当	43
		期末手当	143
		勤勉手当	122
		○施策評価対象外事業	
		庶務関連事務（道路公園課）	352
		報酬	244
		会計年度任用職員	244
		職員手当等	108
		期末手当	58
		勤勉手当	50

7款 土木費

7款 土木費

3項 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 河川総務費	千円 222,371	千円 740	千円 223,111	千円	千円	千円	千円 740
計	222,371	740	223,111	0	0	0	740

7款 土木費

4項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,357,387	△852	1,356,535				△852
5 公園費	177,517	351	177,868				351

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2 給料	千円 172	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務	740
3 職員手当等	452	給料	172
4 共済費	116	一般職給 一般職給 職員手当等 地域手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 共済費 負担金 共済組合負担金	172 452 80 167 150 55 116 116 116

3 職員手当等	△852	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 職員手当等	△852
		扶養手当	△852 346
		地域手当	△423
		管理職手当	△400
		住居手当	△569
		児童手当	194
1 報酬	243	○憩いの場の充実 公園維持管理事業	351
3 職員手当等	108	報酬	243

7 款 土木費

7款 土木費

4項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	7,562,926	△501	7,562,425	0	0	0	△501

8款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	1,725,313	30,332	1,755,645				30,332
計	1,837,871	30,332	1,868,203	0	0	0	30,332

9款 教育費

1項 教育総務費

2 事務局費	4,017,791	1,169	4,018,960				1,169
--------	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
	千円	会計年度任用職員 千円 243
		職員手当等 108
		期末手当 58
		勤勉手当 50

19 負担金補助及び交付金	30,332	○消防・救急医療体制の充実
		消防活動事業 30,332
		負担金補助及び交付金 30,332
		負担金 30,332
		守口市門真市消防組合負担金 30,332

1 報酬	△2,434	○学校施設と教育環境の充実
		G I G Aスクール構想推進事業 1,578
		報酬 1,083
		会計年度任用職員 1,083
		職員手当等 495
2 納入	2,552	期末手当 265
		勤勉手当 230
		○施策評価対象外事業
		職員等の人事費に関する事務 5,127
		給料 2,552

7款 土木費 8款 消防費 9款 教育費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 教育振興費	527,869	5,845	533,714				5,845		

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
	一般職給	2,552
	一般職給	2,552
	職員手当等	472
	扶養手当	1,044
	地域手当	979
	管理職手当	544
	期末手当	1,331
	勤勉手当	1,585
	住居手当	△561
	退職手当	△4,725
	児童手当	275
	共済費	2,103
	負担金	2,103
	共済組合負担金	2,103
○施策評価対象外事業		
	病休等代替アルバイト配置事業	△5,920
	報酬	△3,784
	会計年度任用職員	△3,784
	職員手当等	△2,136
	期末手当	△1,119
	勤勉手当	△1,017
	庶務関連事務（教育総務課）	384
	報酬	267
	会計年度任用職員	267
	職員手当等	117
	期末手当	63
	勤勉手当	54
1 報酬	3,304	○学校教育の推進 きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 4,209

9款 教育費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 2,541	千円
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
		勤勉手当
		特別支援教育推進事業
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
		勤勉手当
		学校図書館司書配置事業
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
		勤勉手当
		医療的ケア児に対する看護師配置事業
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
		勤勉手当
○児童・生徒の健全育成		
		部活動地域移行検討事業
		報酬
		会計年度任用職員
		「チーム学校」支援体制充実事業
		報酬

9款 教育費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 人権教育推進費	8,029	60	8,089				60		
5 教育センタ一費	8,003	1,837	9,840				1,837		
計	4,568,156	8,911	4,577,067	0	0	0	8,911		

9款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	804,172	10,086	814,258				10,086
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	会計年度任用職員 千円 △344 △148 △196
		職員手当等 期末手当 勤勉手当
		○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（学校教育課） 457 報酬 317 会計年度任用職員 317 職員手当等 140 期末手当 75 勤勉手当 65
1 報酬	42	○平和と人権の尊重
3 職員手当等	18	人権教育推進支援事業 60 報酬 42 会計年度任用職員 42 職員手当等 18 期末手当 10 勤勉手当 8
1 報酬	1,837	○学校教育の推進 教職員研修事業 1,837 報酬 1,837 会計年度任用職員 1,837

2 給料	4,999	○施策評価対象外事業
------	-------	------------

9款 教育費

9款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	804,172	10,086	814,258	0	0	0	10,086		

9款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	406,862	5,093	411,955					5,093
計	470,289	5,093	475,382	0	0	0	0	5,093

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 5,087	千円 職員等の人事費に関する事務 給料 一般職給 一般職給 職員手当等 期末手当 勤勉手当 住居手当 児童手当 △224

2 給料	2,016	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	3,077	職員等の人事費に関する事務 給料 一般職給 一般職給 職員手当等 地域手当 期末手当 勤勉手当 住居手当 135 1,151 1,691 100

9款 教育費

9款 教育費

4項 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 幼稚園管理 費	千円 63,944	千円 1,155	千円 65,099	千円	千円	千円	千円 1,155
計	122,884	1,155	124,039	0	0	0	1,155

9款 教育費

5項 社会教育費

1 社会教育総 務費	2,216,778	7,576	2,224,354				7,576
---------------	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 730	○就学前教育・保育の充実 公立幼稚園運営事業 報酬 会計年度任用職員 職員手当等 期末手当 勤勉手当 1,113 730 730 383 206 177
3 職員手当等	425	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 職員手当等 扶養手当 児童手当 42 42 100 △58

1 報酬	570	○文化資源の活用と保存・継承 歴史資料館運営事業 報酬 会計年度任用職員 職員手当等 期末手当 勤勉手当 570 570 234 126 108
2 給料	3,940	
3 職員手当等	2,284	
4 共済費	782	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 給料 一般職給 一般職給 6,772 3,940 3,940 3,940

9款 教育費

9款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 図書館費	186,255	1,356	187,611				1,356		

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		職員手当等 2,050
		扶養手当 △200
		地域手当 702
		通勤手当 65
		管理職手当 1,386
		期末手当 44
		勤勉手当 162
		児童手当 △109
		共済費 782
		負担金 782
		共済組合負担金 755
		厚生年金負担金 27
1 報酬	1,414	○地域教育環境の充実
3 職員手当等	△58	図書館運営事業 1,176
		報酬 987
		会計年度任用職員 987
		職員手当等 189
		期末手当 97
		勤勉手当 92
		図書館市民プラザ分館運営事業 816
		報酬 427
		会計年度任用職員 427
		職員手当等 389
		期末手当 209
		勤勉手当 180
		○施策評価対象外事業
		職員等の人事費に関する事務 △636
		職員手当等 △636
		扶養手当 △213

9款 教育費

9款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,567,978	8,932	2,576,910	0	0	0	8,932

9款 教育費

6項 保健体育費

1 保健体育総務費	720,919	△262	720,657				△262
計	867,657	△262	867,395	0	0	0	△262

12款 予備費

1項 予備費

1 予備費	61,660	3,956	65,616				3,956
計	61,660	3,956	65,616	0	0	0	3,956

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		△333
	管理職手当	
	住居手当	100
	児童手当	△190

3 職員手当等	△262	○施策評価対象外事業	
		職員等の人物費に関する事務	△262
		職員手当等	△262
		扶養手当	100
		管理職手当	△242
		住居手当	100
		児童手当	△220

9款 教育費 12款 予備費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源
						国 府 支 出 金	地 方 債	
クリーンセンター施設棟 屋上防水改修工事 (5号炉側)	千円 17,993	-	-	令和6年度 令和7年度	千円 17,993	千円 -	千円 14,100	千円 - 3,893

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前々年度末 現 在 高	前年度末現在高 見 込 額	当該年度中 増 減 見込み			当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	千円	
1. 普通債	30,061,707	31,827,794	9,672,200	2,758,986	千円	38,741,008
(1) 総務債	6,125,076	5,506,741	175,900	724,377	千円	4,958,264
(2) 民生債	1,759,797	1,655,275	270,300	236,773	千円	1,688,802
(3) 衛生債	1,966,619	2,518,707	7,300	259,572	千円	2,266,435
(4) 商工債	—	8,600	—	—	千円	8,600
(5) 土木債	4,159,623	2,937,370	286,100	541,835	千円	2,681,635
(6) 公営住宅債	10,135,646	12,631,139	4,673,700	524,308	千円	16,780,531
(7) 消防債	45,556	62,957	41,700	4,954	千円	99,703
(8) 教育債	5,869,390	6,507,005	4,217,200	467,167	千円	10,257,038
2. 災害復旧	7,826	6,713	—	1,112	千円	5,601
(1) 衛生債	6,688	5,738	—	950	千円	4,788
(2) 土木債	1,138	975	—	162	千円	813
3. その他	22,006,172	20,246,587	220,414	2,023,156	千円	18,443,845
(1) 減税補てん債	93,629	48,225	—	27,716	千円	20,509
(2) 臨時財政対策債	21,758,643	20,044,462	220,414	1,986,430	千円	18,278,446
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	—	9,010	千円	144,890
合計	52,075,705	52,081,094	9,892,614	4,783,254	千円	57,190,454

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考 〔他の手当の内容〕
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
正後	長等	4	—	32,610	20,706 (4.40月)	4,892	—	—	58,208	9,347	67,555
	議員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	41,749	256,638
	その他 の 特 別 職	899	47,192	—	—	—	—	—	47,192	—	47,192
	計	923	191,534	32,610	91,253 (4.40月)	4,892	—	—	320,289	51,096	371,385
正前	長等	4	—	32,610	20,706 (4.40月)	4,892	—	4,725	62,933	9,347	72,280
	議員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	41,749	256,638
	その他 の 特 別 職	899	47,192	—	—	—	—	—	47,192	—	47,192
	計	923	191,534	32,610	91,253 (4.40月)	4,892	—	4,725	325,014	51,096	376,110
比較	長等	—	—	—	—	—	—	△4,725	△4,725	—	△4,725
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他 の 特 別 職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	△4,725	△4,725	—	△4,725

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(325)	808	508,657	3,013,424	3,110,444	6,632,525	1,253,573	7,886,098
補正前	(325)	829	484,019	2,950,866	3,049,661	6,484,546	1,249,499	7,734,045
比較	(-)	△21	24,638	62,558	60,783	147,979	4,074	152,053

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	90,841	476,576	257,684	78,687	114,829	932,512	723,207
	補正前	92,360	473,986	254,368	79,427	112,740	913,302	708,249
	比較	△1,519	2,590	3,316	△740	2,089	19,210	14,958
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	65,936	366,828	—	730	2,614	—	
	補正前	67,746	344,139	—	730	2,614	—	
	比較	△1,810	22,689	—	—	—	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1)	723	2,852,731	2,779,734	5,632,465	1,081,798	6,714,263
補正前	(1)	744	2,798,258	2,729,803	5,528,061	1,078,569	6,606,630
比較	(-)	△21	54,473	49,931	104,404	3,229	107,633

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	90,841	451,558	256,937	74,769	114,829	739,245	617,792
	補正前	92,360	450,887	253,653	75,509	112,740	725,892	605,689
	比較	△1,519	671	3,284	△740	2,089	13,353	12,103
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	65,936	364,493	—	720	2,614	—	
	補正前	67,746	341,993	—	720	2,614	—	
	比較	△1,810	22,500	—	—	—	—	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(324) 85	508,657	160,693	330,710	1,000,060	171,775	1,171,835	
補正前	(324) 85	484,019	152,608	319,858	956,485	170,930	1,127,415	
比較	(-) -	24,638	8,085	10,852	43,575	845	44,420	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	-	25,018	747	3,918	-	193,267	105,415
	補正前	-	23,099	715	3,918	-	187,410	102,560
	比較	-	1,919	32	-	-	5,857	2,855
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	-	2,335	-	10	-	-	
	補正前	-	2,146	-	10	-	-	
	比較	-	189	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	24,638	報酬改定に伴う増減分	24,638 給料表の改定	給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		その他の増減分	-	
給料	62,558	給与改定に伴う増減分	100,022 給料表の改定	給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	△37,464 採用・退職・異動に伴う影響分等	
職員手当	60,783	制度改革に伴う増減分	107,691 期末手当の改定 勤勉手当の改定 地域手当	人事院勧告による給与改定影響分（令和6年分） 期末手当支給割合の改定（2.45月から2.5月/年） 勤勉手当支給割合の改定（2.05月から2.1月/年） 人事院勧告による給与改定影響分（令和6年4月1日適用） 給料改定に伴う地域手当影響分
		その他の増減分	△46,908 採用・退職・異動に伴う影響分等	扶養手当・地域手当・通勤手当・管理職手当・期末手当・勤勉手当・住居手当・退職手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	54,473	給与改定に伴う 増減分	91,937 給料表の改定	給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	△37,464 採用・退職・異動に伴う影響 分等	
職員手当	49,931	制度改革に伴う 増減分	96,839 期末手当の改定 勤勉手当の改定 地域手当	人事院勧告による給与改定影響分（令和6年分） 期末手当支給割合の改定（2.45月から2.5月/年） 勤勉手当支給割合の改定（2.05月から2.1月/年） 人事院勧告による給与改定影響分（令和6年4月1日適用） 給料改定に伴う地域手当影響分
		その他の増減分	△46,908 採用・退職・異動に伴う影響 分等	扶養手当・地域手当・通勤手当・管理職手当・期末手当・勤 勉手当・住居手当・退職手当

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	24,638	報酬改定に伴う 増減分	24,638 給料表の改定	給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		その他の増減分	—	
給料	8,085	給与改定に伴う 増減分	8,085 給料表の改定	給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		その他の増減分	—	
職員手当	10,852	制度改革に伴う 増減分	10,852 期末手当の改定 勤勉手当の改定 地域手当	人事院勧告による給与改定影響分（令和6年分） 期末手当支給割合の改定（2.45月から2.5月/年） 勤勉手当支給割合の改定（2.05月から2.1月/年） 人事院勧告による給与改定影響分（令和6年4月1日適用） 給料改定に伴う地域手当影響分
		その他の増減分	—	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		分	一般行政職	技能労務職
令和6年10月1日現在		平均給料月額(円)	310,656	346,037
		平均給与月額(円)	400,533	411,948
		平均年齢(歳)	42歳5月	57歳1月
令和6年1月1日現在		平均給料月額(円)	312,560	352,477
		平均給与月額(円)	401,106	418,946
		平均年齢(歳)	41歳11月	56歳9月

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度	
			一般行政職(円)	技能労務職(円)
高校卒	207,400	207,400	一般職 188,000	171,200
大学卒	230,000	—	総合職 230,000 一般職 220,000	—

ウ 級別職員数 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	8級	9	1.5	8級	—	—
	7級	12	1.9	7級	—	—
	6級	55	8.9	6級	—	—
	5級	99	16.1	5級	—	—
	4級	117	19.0	4級	93	86.9
	3級	(2) 161	(100.0)	3級	14	13.1
	2級	143	23.2	2級	—	—
	1級	20	3.2	1級	—	—
	計	(2) 616	100.0	計	(0) 107	100.0
令和6年1月1日現在	8級	10	1.6	8級	—	—
	7級	11	1.7	7級	—	—
	6級	57	8.9	6級	—	—
	5級	102	16.0	5級	—	—
	4級	115	18.0	4級	95	82.6
	3級	(1) 163	25.5	3級	(1) 20	(100.0) 17.4
	2級	166	26.0	2級	—	—
	1級	15	2.3	1級	—	—
	計	(1) 639	100.0	計	(1) 115	100.0

(級別の基準となる職務)

8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
統括理事・部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

議案第94号

令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和6年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,910,348千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月17日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 島入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
4 府支出金		10,341,717	405	10,342,122
1 府補助金		10,341,717	405	10,342,122
6 繰入金		1,803,740	6,873	1,810,613
1 一般会計繰入金		1,787,595	6,873	1,794,468
歳 入 合 計		14,903,070	7,278	14,910,348

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		405, 116	6, 873	411, 989
	1 総務管理費	404, 876	6, 873	411, 749
4 保健事業費		141, 689	405	142, 094
	2 特定健康診査等事業費	110, 990	405	111, 395
歳 出 合 計		14, 903, 070	7, 278	14, 910, 348

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 府支出金	10,341,717	405	10,342,122
6 繰入金	1,803,740	6,873	1,810,613
歳 入 合 計	14,903,070	7,278	14,910,348

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費	405,116	6,873	411,989
4 保健事業費	141,689	405	142,094
歳出合計	14,903,070	7,278	14,910,348

2 歳 入

4 款 府支出金

1 項 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 10,329,027	千円 405	千円 10,329,432
計	10,341,717	405	10,342,122

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,787,595	6,873	1,794,468
計	1,787,595	6,873	1,794,468

節		説	明
区分	金額		千円
1 普通交付金	千円 405	普通交付金	

3 職員給与費等 繰入金	6,873	職員給与費等繰入金

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
1 一般管理費	千円 401,559	千円 6,873	千円 408,432	千円	千円	千円 6,873	千円 6,873	千円 6,873	
繰入金									
計	404,876	6,873	411,749	0	0	6,873	0		

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 2,194	○健康保険制度の適正な運営 健康保険管理事業 報酬 会計年度任用職員 職員手当等 期末手当 勤勉手当 ○効率的・効果的な行政運営 収納管理事業 報酬 会計年度任用職員 職員手当等 期末手当 勤勉手当 ○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 職員手当等 扶養手当 地域手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 住居手当 児童手当
3 職員手当等	4,679	千円 2,221 1,466 1,466 755 406 349 1,190 728 728 462 248 214 3,462 3,462 △154 △1,055 7,110 △719 △1,092 △324 △304

国民健康保険事業特別会計

4款 保健事業費

2項 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等事業費	千円 110,990	千円 405	千円 111,395	千円 405	千円 405	千円 405	千円 405
計	110,990	405	111,395	405	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 270	○健康保険制度の適正な運営 特定健診事業 報酬 会計年度任用職員 職員手当等 期末手当 勤勉手当
3 職員手当等	135	405 270 270 135 72 63

国民健康保険事業特別会計

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(13) 27	26,474	94,041	94,224	214,739	40,653	255,392	
補正前	(13) 27	24,010	94,041	89,106	207,157	40,653	247,810	
比較	(-) -	2,464	-	5,118	7,582	-	7,582	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	3,128	14,478	15,401	2,951	2,520	28,500	23,272
	補正前	3,282	15,533	8,291	2,951	2,520	28,493	23,738
	比較	△154	△1,055	7,110	-	-	7	△466
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	3,354	-	-	600	20	-	
	補正前	3,678	-	-	600	20	-	
	比較	△324	-	-	-	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	(-) 27	94,041	84,181	178,222	34,295	212,517		
補正前	(-) 27	94,041	80,415	174,456	34,295	208,751		
比較	(-) -	-	3,766	3,766	-	3,766		
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	3,128	14,478	15,401	2,951	2,520	23,042	18,687
	補正前	3,282	15,533	8,291	2,951	2,520	23,761	19,779
	比較	△154	△1,055	7,110	-	-	△719	△1,092
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	3,354	-	-	600	20	-	
	補正前	3,678	-	-	600	20	-	
	比較	△324	-	-	-	-	-	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	3,128	14,478	15,401	2,951	2,520	23,042	18,687
	補正前	3,282	15,533	8,291	2,951	2,520	23,761	19,779
	比較	△154	△1,055	7,110	-	-	△719	△1,092
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	3,354	-	-	600	20	-	
	補正前	3,678	-	-	600	20	-	
	比較	△324	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(13) —	26,474	—	10,043	36,517	6,358	42,875	
補正前	(13) —	24,010	—	8,691	32,701	6,358	39,059	
比較	(—) —	2,464	—	1,352	3,816	—	3,816	

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	—	—	—	—	—	5,458	4,585
	補正前	—	—	—	—	—	4,732	3,959
	比較	—	—	—	—	—	726	626
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	—	—	—	—	—	—	
	補正前	—	—	—	—	—	—	
	比較	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	2,464	報酬改定に伴う増減分	2,464 給料表の改定	給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		その他の増減分	—	
給料	—	給与改定に伴う増減分	—	
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	5,118	制度改正に伴う増減分	1,352 期末手当の改定 勤勉手当の改定	人事院勧告による給与改定影響分（令和6年分） 期末手当支給割合の改定（2.45月から2.5月/年） 勤勉手当支給割合の改定（2.05月から2.1月/年）
		その他の増減分	3,766 採用・退職・異動に伴う影響分等	扶養手当・地域手当・超過勤務手当・期末手当・勤勉手当・住居手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	-	給与改定に伴う 増減分	-	
		昇給に伴う 増加分	-	
		その他の増減分	-	
職員手当	3,766	制度改革に伴う 増減分		
		その他の増減分	3,766 採用・退職・異動に伴う影響 分等	扶養手当・地域手当・超過勤務手当・期末手当・勤勉手当・ 住居手当

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	2,464	報酬改定に伴う 増減分	2,464 給料表の改定	給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		その他の増減分	-	
給料	-	給与改定に伴う 増減分	-	
		その他の増減分	-	
職員手当	1,352	制度改革に伴う 増減分	1,352 期末手当の改定 勤勉手当の改定	給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		その他の増減分	-	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円)	289,230
	平均給与月額(円)	360,117
	平均年齢(歳)	40歳8月
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	292,063
	平均給与月額(円)	367,505
	平均年齢(歳)	40歳8月

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	国 の 制 度	
		一般行政職(円)	
高校卒	207,400	一般職	188,000
大学卒	230,000	総合職 一般職	230,000 220,000

ウ 級別職員数 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	8級	—	—
	7級	—	—
	6級	1	3.7
	5級	3	11.1
	4級	5	18.5
	3級	7	25.9
	2級	10	37.1
	1級	1	3.7
	計	27	100.0
令和6年1月1日現在	8級	—	—
	7級	—	—
	6級	1	3.7
	5級	3	11.1
	4級	5	18.5
	3級	7	25.9
	2級	10	37.1
	1級	1	3.7
	計	27	100.0

(級別の基準となる職務)

8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
統括理事・部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

議案第95号

令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,538,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月17日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 峰入峰出予算補正
峰 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国庫支出金		3,343,833	89	3,343,922
	2 国庫補助金	810,302	89	810,391
5 府支出金		1,877,238	44	1,877,282
	2 府補助金	72,942	44	72,986
6 繰入金		2,422,145	2,815	2,424,960
	1 一般会計繰入金	2,422,145	2,815	2,424,960
歳 入 合 計		14,535,154	2,948	14,538,102

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		398,368	2,770	401,138
	1 総務管理費	245,883	2,341	248,224
	2 徴収費	20,964	429	21,393
3 地域支援事業費		451,654	232	451,886
	2 包括的支援事業・任意事業費	222,503	232	222,735
4 基金積立金		321,750	△54	321,696
	1 基金積立金	321,750	△54	321,696
歳 出 合 計		14,535,154	2,948	14,538,102

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国庫支出金	3,343,833	89	3,343,922
5 府支出金	1,877,238	44	1,877,282
6 繰入金	2,422,145	2,815	2,424,960
歳 入 合 計	14,535,154	2,948	14,538,102

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費	398,368	2,770	401,138
3 地域支援事業費	451,654	232	451,886
4 基金積立金	321,750	△54	321,696
歳出合計	14,535,154	2,948	14,538,102

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
特	定	財	源	
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円
133		45	54	
			△54	
133	0	2,815	0	

2 歳 入

3 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業交付金	千円 142,945	千円 89	千円 143,034
計	810,302	89	810,391

5 款 府支出金
2 項 府補助金

1 地域支援事業交付金	71,468	44	71,512
計	72,942	44	72,986

6 款 繰入金
1 項 一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金	71,501	45	71,546
4 その他一般会計繰入金	413,094	2,770	415,864
計	2,422,145	2,815	2,424,960

節		説	明
区 分	金 額		
2 地域支援事業 交付金（介護 予防・日常生活 支援総合事 業以外）	千円 89	現年度分	千円

2 地域支援事業 交付金（介護 予防・日常生活 支援総合事 業以外）	44	現年度分

1 地域支援事業 繰入金	45	地域支援事業繰入金
1 事務費繰入金	2,770	事務費繰入金

介護保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 243,915	千円 2,341	千円 246,256	千円	千円	千円 2,341	千円
						繰入金 2,341	
計	245,883	2,341	248,224	0	0	2,341	0

1 款 総務費

2 項 徴収費

1 賦課徵収費	20,964	429	21,393			429	
						繰入金 429	
計	20,964	429	21,393	0	0	429	0

節		説 明
区分	金額	
1 報酬	千円 504	○高齢者への支援 千円
2 給料	△5,771	介護保険管理事業 972
3 職員手当等	7,608	報酬 504 会計年度任用職員 504 職員手当等 468 期末手当 251 勤勉手当 217 ○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 1,369 給料 △5,771 一般職給 △5,771 一般職給 △5,771 職員手当等 7,140 超過勤務手当 7,140

1 報酬	299	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	130	介護保険料賦課事務 429
		報酬 299
		会計年度任用職員 299
		職員手当等 130
		期末手当 70
		勤勉手当 60

介護保険事業特別会計

3 款 地域支援事業費

2 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 生活支援体制整備事業費	千円 11,102	千円 △230	千円 10,872	千円 △132	千円	千円 △46	千円 △52
				国庫支出金 △88		繰入金 △46	
				府支出金 △44			
5 認知症総合支援事業費	21,419	462	21,881	265		91	106
				国庫支出金 177		繰入金 91	
				府支出金 88			
計	222,503	232	222,735	133	0	45	54

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1 介護給付費等準備基金積立金	321,750	△54	321,696				△54
計	321,750	△54	321,696	0	0	0	△54

節		説明
区分	金額	
1 報酬	千円 △175	○高齢者への支援 生活支援体制整備事業 報酬 会計年度任用職員 職員手当等 期末手当 勤勉手当
3 職員手当等	△55	△230 △175 △175 △55 △31 △24
1 報酬	330	○高齢者への支援 認知症総合支援事業 報酬 会計年度任用職員 職員手当等 期末手当 勤勉手当
3 職員手当等	132	462 330 330 132 71 61

25 積立金	△54	○施策評価対象外事業 介護給付費等準備基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金	△54 △54 △54 △54

介護保険事業特別会計

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(8) 20	16,345	78,997	82,991	178,333	31,609	209,942	
補正前	(7) 22	15,387	84,768	75,176	175,331	31,609	206,940	
比較	(1) △2	958	△5,771	7,815	3,002	—	3,002	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	2,526	13,268	14,472	2,470	2,520	25,057	20,978
	補正前	2,526	13,268	7,332	2,470	2,520	24,696	20,664
	比較	—	—	7,140	—	—	361	314
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	1,680	—	—	—	20	—	
	補正前	1,680	—	—	—	20	—	
	比較	—	—	—	—	—	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 20	78,997	76,591	155,588	28,817	184,405	
補正前	(-) 22	84,768	69,451	154,219	28,817	183,036	
比較	(1) △2	△5,771	7,140	1,369	—	1,369	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	2,526	13,268	14,472	2,470	2,520	21,579	18,056
	補正前	2,526	13,268	7,332	2,470	2,520	21,579	18,056
	比較	—	—	7,140	—	—	—	—
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	1,680	—	—	—	20	—	
	補正前	1,680	—	—	—	20	—	
	比較	—	—	—	—	—	—	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区分	職員数 (人)	給与手当費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(7) —	16,345	—	6,400	22,745	2,792	25,537	
補正前	(7) —	15,387	—	5,725	21,112	2,792	23,904	
比較	(—) —	958	—	675	1,633	—	1,633	

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	—	—	—	—	—	3,478	2,922
補正前		—	—	—	—	—	3,117	2,608
比較	—	—	—	—	—	—	361	314
区分		住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
補正後	—	—	—	—	—	—	—	
補正前	—	—	—	—	—	—	—	
比較	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	958	報酬改定に伴う 増減分	958 給料表の改定	給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		その他の増減分	—	
給料	△5,771	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	△5,771 採用・退職・異動に伴う影響 分等	
職員手当	7,815	制度改正に伴う 増減分	675 期末手当の改定 勤勉手当の改定	人事院勧告による給与改定影響分（令和6年分） 期末手当支給割合の改定（2.45月から2.5月/年） 勤勉手当支給割合の改定（2.05月から2.1月/年）
		その他の増減分	7,140 超過勤務手当の不足等	超過勤務手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△5,771	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	△5,771	採用・退職・異動に伴う影響 分等
職員手当	7,140	制度改正に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	7,140	超過勤務手当の不足 超過勤務手当

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	958	報酬改定に伴う 増減分	958	給料表の改定 給料表改定による影響分（令和6年4月1日適用）
		その他の増減分	—	
給料	—	給与改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	675	制度改正に伴う 増減分	675	期末手当の改定 人事院勧告による給与改定影響分（令和6年分） 勤勉手当の改定 期末手当支給割合の改定（2.45月から2.5月/年） 勤勉手当支給割合の改定（2.05月から2.1月/年）
		その他の増減分	—	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	分	一般行政職
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円)	289,355
	平均給与月額(円)	349,408
	平均年齢(歳)	40歳1月
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	-
	平均給与月額(円)	-
	平均年齢(歳)	-

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	国 の 制 度	
		一般行政職(円)	
高校卒	207,400	一般職	188,000
大学卒	230,000	総合職 一般職	230,000 220,000

ウ 級別職員数 ()内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	8級	—	—
	7級	—	—
	6級	—	—
	5級	1	5.0
	4級	7	35.0
	3級	(1) 4	(100) 20.0
	2級	7	35.0
	1級	1	5.0
	計	(1) 20	100.0
令和6年1月1日現在	8級	—	—
	7級	—	—
	6級	—	—
	5級	—	—
	4級	—	—
	3級	—	—
	2級	—	—
	1級	—	—
	計	—	—

(級別の基準となる職務)

8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
統括理事・部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

議案第96号

令和6年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和6年度門真市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(資本的支出の補正)

第2条 令和6年度門真市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額1,186,068千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,398千円、過年度分損益勘定留保資金373,575千円、当年度分損益勘定留保資金68,095千円」を「不足する額1,188,973千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,397千円、過年度分損益勘定留保資金373,575千円、当年度分損益勘定留保資金71,001千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,842,279千円	2,905千円	1,845,184千円
第1項 建設改良費	1,523,326千円	2,905千円	1,526,231千円

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
門真市水道事業ビジョン策定業務	令和6年度～令和8年度	千円 120,516

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条第1号を次のように改める。

(1) 職員給与費 290,865千円

令和6年12月17日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和6年度

門真市水道事業会計補正予算(第1号)に関する
説明書

令和6年度門真市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的支出

資本的支出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
1. 資本的支出			1,842,279	2,905	1,845,184	
	1. 建設改良費		1,523,326	2,905	1,526,231	
		1. 整備事業費	1,179,059	1,460	1,180,519	
		2. 配水設備改良費	312,278	1,445	313,723	

令和6年度門真市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	136,692
減価償却費	493,829
固定資産除却費	61,586
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2,427
修繕引当金の増減額(△は減少)	△ 13,691
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	3,930
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 250
長期前受金戻入額	△ 148,016
受取利息及び受取利息配当金	△ 3,470
支払利息	48,158
未収金の増減額(△は増加)	34,458
未払金の増減額(△は減少)	△ 53,984
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 3,112
前受金の増減額(△は減少)	△ 2,180
預り金の増減額(△は減少)	6,621
小計	562,998
利息及び配当金の受取額	3,470
利息及び配当金の受取額(償却原価法)	△ 40
利息の支払額	△ 48,158
業務活動によるキャッシュ・フロー	518,270

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,690,159
有価証券の取得による支出	△ 100,000
国庫補助金等による収入	280
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	102,336
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,687,543

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	566,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 218,953
財務活動によるキャッシュ・フロー	347,747

資金増加額(又は減少額)	△ 821,526
資金期首残高	2,716,436
資金期末残高	1,894,910

給与費明細書

1. 総括 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区分	職員数(人)		給与費		
	特別職	一般職	報酬	給料	
補正後	損益勘定支弁職員	1	23(2)	720	88,962
	資本勘定支弁職員	-	9	-	34,321
	合計	1	32(2)	720	123,283
補正前	損益勘定支弁職員	1	23(2)	720	88,962
	資本勘定支弁職員	-	9	-	33,153
	合計	1	32(2)	720	122,115
比較	損益勘定支弁職員	-	-(-)	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	1,168
	合計	-	-(-)	-	1,168
手当の内訳 (千円)	区分	扶養手当	地域手当	超過勤務手当	通勤手当
	補正後	4,884	19,862	16,346	3,854
	補正前	4,884	19,686	16,253	3,854
	比較	-	176	93	-

ア 会計年度任用職員以外の職員 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区分	職員数(人)		給与費		
	特別職	一般職	報酬	給料	
補正後	損益勘定支弁職員	1	21(2)	720	84,846
	資本勘定支弁職員	-	9	-	34,321
	合計	1	30(2)	720	119,167
補正前	損益勘定支弁職員	1	21(2)	720	84,846
	資本勘定支弁職員	-	9	-	33,153
	合計	1	30(2)	720	117,999
比較	損益勘定支弁職員	-	-(-)	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	1,168
	合計	-	-(-)	-	1,168
手当の内訳 (千円)	区分	扶養手当	地域手当	超過勤務手当	通勤手当
	補正後	4,884	19,246	16,346	3,854
	補正前	4,884	19,070	16,253	3,854
	比較	-	176	93	-

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)		給与費		
	特別職	一般職	報酬	給料	
補正後	損益勘定支弁職員	-	2	-	4,116
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合計	-	2	-	4,116
補正前	損益勘定支弁職員	-	2	-	4,116
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合計	-	2	-	4,116
比較	損益勘定支弁職員	-	-	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-
手当の内訳 (千円)	区分	地域手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	616	-	964	806
	補正前	616	-	964	806
	比較	-	-	-	-

(千円)		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当	計		
87,391	177,073	33,009	210,082
33,959	68,280	12,503	80,783
121,350	245,353	45,512	290,865
87,391	177,073	33,009	210,082
32,435	65,588	12,290	77,878
119,826	242,661	45,299	287,960
-	-	-	-
1,524	2,692	213	2,905
1,524	2,692	213	2,905

管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当
4,212	32,259	26,762	2,609	10,483	79
4,212	31,506	26,260	2,609	10,483	79
-	753	502	-	-	-

(千円)		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当	計		
85,005	170,571	31,732	202,303
33,959	68,280	12,503	80,783
118,964	238,851	44,235	283,086
85,005	170,571	31,732	202,303
32,435	65,588	12,290	77,878
117,440	236,159	44,022	280,181
-	-	-	-
1,524	2,692	213	2,905
1,524	2,692	213	2,905

管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当
4,212	31,295	25,956	2,609	10,483	79
4,212	30,542	25,454	2,609	10,483	79
-	753	502	-	-	-

(千円)		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当	計		
2,386	6,502	1,277	7,779
-	-	-	-
2,386	6,502	1,277	7,779
2,386	6,502	1,277	7,779
-	-	-	-
2,386	6,502	1,277	7,779
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給 料	1,168	給与改定に伴う増減分	1,168	給料表の改定 給料表改定による影響額 (令和6年4月1日実施)
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
手 当	1,524	制度改革に伴う増減分	1,524	地域手当 超勤手当 期末手当 勤勉手当 人事院勧告による給与改定影響分 (令和6年分) 期末手当支給割合の改定 勤勉手当支給割合の改定
		その他の増減分	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給 料	1,168	給与改定に伴う増減分	1,168	給料表の改定 給料表改定による影響額 (令和6年4月1日実施)
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
手 当	1,524	制度改革に伴う増減分	1,524	地域手当 超勤手当 期末手当 勤勉手当 人事院勧告による給与改定影響分 (令和6年分) 期末手当支給割合の改定 勤勉手当支給割合の改定
		その他の増減分	-	

イ 会計年度任用職員

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	
手 当	-	制度改革に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分		事務職 (行政職(1))	技術職 (行政職(1))	全職種 (行政職(1))
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円)	302,547	296,550	299,276
	平均給与月額(円)	357,747	372,457	365,771
	平均年齢	46歳0月	39歳9月	42歳7月
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	311,669	300,056	305,863
	平均給与月額(円)	376,856	374,519	375,687
	平均年齢	46歳4月	39歳1月	42歳8月

(2) 初任給

区分	事務職	技術職	一般会計の制度	
			一般行政職	技能労務職
高校卒(円)	207,400	207,400	207,400	207,400
大学卒(円)	230,000	230,000	230,000	—

(3) 級別職員数 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区分	事務職		技術職			
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	8級	—	—	8級	1	5.6
	7級	—	—	7級	—	—
	6級	1	7.7	6級	2	11.1
	5級	—	—	5級	2	11.1
	4級	3	23.1	4級	2	11.1
	3級	6(2)	46.1(100.0)	3級	—	—
	2級	3	23.1	2級	10	55.5
	1級	—	—	1級	1	5.6
	計	13(2)	100.0(100.0)	計	16	100.0
令和6年1月1日現在	8級	1	7.1	8級	—	—
	7級	—	—	7級	—	—
	6級	1	7.1	6級	2	12.5
	5級	—	—	5級	2	12.5
	4級	3	21.4	4級	3	18.7
	3級	5(2)	35.8(100.0)	3級	—	—
	2級	3	28.6	2級	8	50.0
	1級	—	—	1級	1	6.3
	計	14(2)	100.0(100.0)	計	16	100.0

(級別の標準的な職務内容)

8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

(4) 期末手当・勤勉手当 ()内は、暫定再任用職員

区分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算	備考
	6月	12月			
補正後	月分 (1.175) 2.25	月分 (1.225) 2.35	月分 (2.40) 4.60	有	
補正前	月分 (1.175) 2.25	月分 (1.175) 2.25	月分 (2.35) 4.50	有	
一般会計の制度	月分 (1.175) 2.25	月分 (1.225) 2.35	月分 (2.40) 4.60	有	

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳 給水収益等
		期間	金額	期間	金額	
門真市水道事業ビジョン策定業務	千円 120,516	-	千円 -	令和6年度 ～ 令和8年度	千円 120,516	千円 120,516

令和6年度門真市水道事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1. 営業収益			
(1) 給水収益	2,066,616		
(2) 受託工事収益	15,489		
(3) その他の営業収益	<u>31,224</u>	2,113,329	
2. 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,077,398		
(2) 配水及び給水費	230,052		
(3) 受託工事費	28,577		
(4) 業務費	123,142		
(5) 総係費	148,188		
(6) 減価償却費	493,829		
(7) 資産減耗費	<u>66,796</u>	<u>2,167,982</u>	
営業損失			△ 54,653
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	3,470		
(2) 補助金	2,084		
(3) 長期前受金戻入	148,016		
(4) 雑収益	18,897		
(5) 加入金	<u>69,600</u>	242,067	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費用	48,158		
(2) 雑常利益	<u>2,564</u>	<u>50,722</u>	<u>191,345</u>
			136,692
5. 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6. 特別損失			
(1) 過年度損益修正損 当年度純利益	<u>0</u>	0	0
前年度繰越利益剩余金			136,692
その他未処分利益剩余金変動額			5,294
当年度未処分利益剩余金			<u>890,000</u>
			<u>1,031,986</u>

令和6年度門真市水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

		資産の部		
		千円	千円	千円
1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		149,170		
ロ 建 物		1,015,040		
建物減価償却累計額		<u>△ 624,742</u>	390,298	
ハ 構 築 物		22,843,644		
構築物減価償却累計額		<u>△ 10,635,668</u>	12,207,976	
ニ 機 械 及 び 装 置		1,777,533		
機械及び装置減価償却累計額		<u>△ 1,399,701</u>	377,832	
ホ 車両運搬具		19,257		
車両運搬具減価償却累計額		<u>△ 18,294</u>	963	
ヘ 工 具 、 器 具 及 び 備 品		102,571		
工具、器具及び備品減価償却累計額		<u>△ 84,104</u>	18,467	
ト 建 設 仮 勘 定			<u>15,193</u>	
有形固定資産合計			13,159,899	
(2) 無形固定資産				
イ 電 話 加 入 権		<u>2,033</u>		
無形固定資産合計			2,033	
(3) 投資その他の資産				
イ 投 資 有 価 証 券		<u>399,931</u>		
投資その他の資産合計			<u>399,931</u>	
固 定 資 産 合 計				13,561,863
2. 流動資産				
(1) 現金預金			1,894,910	
(2) 未 収 金				
イ 営 業 未 収 金		244,525		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 10,346</u>	234,179	
ロ 営 業 外 未 収 金			2,025	
ハ そ の 他 未 収 金			<u>33,301</u>	
未 収 金 合 計			269,505	
(3) 貯蔵品			21,066	
(4) 前 払 金			<u>95,966</u>	
流動資産合計			<u>2,281,447</u>	
資産合計			<u>15,843,310</u>	

負 債 の 部

		千円	千円	千円
3. 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ建 設 改 良	企 業 債			2,929,706
(2) 引 当 金				
イ退 職 給 付	引 当 金		214,148	
ロ修 繕 引 当 金	(従 前)		235,365	
引 当 金	合 計			449,513
固 定 負 債	合 計			3,379,219
4. 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ建 設 改 良	企 業 債			201,426
(2) 未 払 金				
イ 営 業 未 払 金		126,391		
ロ 営 業 外 未 払 金		12,250		
ハ そ の 他 未 払 金		87,508		
未 払 金	合 計			226,149
(3) 前 受 金				27,027
(4) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		18,903		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		3,715		
引 当 金	合 計			22,618
(5) 預 り 金				
イ 預 り 保 証 金		3,740		
ロ 預 り 金		1,228		
ハ 下 水 道 使 用 料 預 り 金		164,367		
預 り 金	合 計			169,335
流 動 負 債	合 計			646,555
5. 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金				
イ 受 贈 財 産 評 価 額		289,306		
受贈財産評価額収益化累計額		△ 160,100	129,206	
ロ 工 事 負 担 金		5,768,929		
工事負担金収益化累計額		△ 3,123,439	2,645,490	
ハ 国 庫 補 助 金		99,847		
国庫補助金収益化累計額		△ 11,691	88,156	
長 期 前 受 金 合 計				2,862,852
負 債 合 計				6,888,626

資 本 の 部

		金		
6. 資 本				
(1) 資 本				6,992,426
7. 剰 余				
(1) 資 本 剰 余 金				23,272
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 減 債 積 立 金		50,000		
ロ 建 設 改 良 積 立 金		857,000		
ハ 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金		1,031,986		
利 益 剰 余 金 合 計				1,938,986
剩 余 金 合 計				1,962,258
資 本 合 計				8,954,684
負 債 資 本 合 計				15,843,310

令和6年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）注記

I 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 債却原価法（定額法）

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法

3 有形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数

建物 24～65年

構築物 6～60年

機械及び装置 5～40年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 2～20年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額488,268千円のうち、一般会計及び公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額271,635千円を除き、水道事業会計が負担すると見込まれる金額216,633千円を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上 のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 3,499千円

1年超 5,280千円

計 8,779千円

III その他の注記

1 新会計基準移行に係る経過措置

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

2 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和6年度において、退職手当として44,301千円を支給するため、一般会計及び公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額36,245千円を除いた、退職給

付引当金8,056千円を取り崩す予定としている。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として59,021千円を支給するため、賞与引当金から15,579千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として10,368千円を支出するため、法定福利費引当金から3,109千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、水道料金及び修繕料金を不納欠損するため、貸倒引当金1,978千円を取り崩す予定としている。

令和6年度

門真市水道事業会計補正予算(第1号)附属書類

資本的支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
			千円	千円	千円
1. 資本的支出			1,842,279	2,905	1,845,184
	1. 建設改良費		1,523,326	2,905	1,526,231
		1. 整備事業費	1,179,059	1,460	1,180,519
		2. 配水設備 改 良 費	312,278	1,445	313,723

(税込)

各 目 説 明			
節	金額	備 考	
	千円		千円
1. 給 料	556	一般職給 6人	
2. 手 当	634	地 域 超 勤 期 末 勤 勉	84 25 274 251
3. 賞与引当金繰入額	136		
4. 法定福利費	106		
5. 法定福利費引当金繰入額	28		
1. 給 料	612	一般職給 3人	
2. 手 当	621	地 域 超 勤 期 末 勤 勉	92 68 339 122
3. 賞与引当金繰入額	133		
4. 法定福利費	51		
5. 法定福利費引当金繰入額	28		

議案第97号

令和6年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和6年度門真市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(資本的支出の補正)

第2条 令和6年度門真市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額1,472,879千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額97,679千円、当年度分損益勘定留保資金1,374,422千円及び繰越利益剰余金処分額778千円」を「不足する額1,475,316千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,757千円、当年度分損益勘定留保資金1,374,422千円及び繰越し利益剰余金処分額18,137千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	4,934,145千円	2,437千円	4,936,582千円
第1項 建設改良費	2,127,427千円	2,437千円	2,129,864千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第9条第1号を次のように改める。

(1) 職員給与費 213,870千円

(利益剰余金の処分の補正)

第4条 予算第11条本文中繰越し利益剰余金「778千円」を「18,137千円」に改め、第1号を次のように改める。

(1) 減債積立金 18,137千円

令和6年12月17日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和6年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

令和6年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的支出

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
1. 資本的支出			4,934,145	2,437	4,936,582	
	1. 建設改良費		2,127,427	2,437	2,129,864	
		1. 公共下水道費 整備事業費	1,654,642	2,437	1,657,079	

令和6年度門真市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	401,125
減価償却費	2,048,341
固定資産除却費	25,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	9,210
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	1,777
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 529
長期前受金戻入額	△ 698,919
受取利息及び受取利息配当金	△ 1
支払利息	473,977
未収金の増減額(△は増加)	37,854
未払金の増減額(△は減少)	△ 13,978
預り金の増減額(△は減少)	1,065
仮受消費税の増減額(△は減少)	11,250
他会計貸付金の増減額(△は増加)	0
小計	2,296,172
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 473,977
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,822,196

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,465,186
無形固定資産の取得による支出	△ 424,352
国庫補助金による収入	307,924
受益者負担金等による収入	14,866
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,566,748

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,014,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,806,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,207,782

資金増加額(又は減少額)	463,230
資金期首残高	563,117
資金期末残高	1,026,347

給与費明細書

1. 総括 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区分	職員数(人)		給与費		
	特別職	一般職	報酬	給料	
補正後	損益勘定支弁職員	11	12 (1)	295	52,380
	資本勘定支弁職員	-	10	-	37,069
	合計	11	22 (1)	295	89,449
補正前	損益勘定支弁職員	11	12 (1)	295	52,380
	資本勘定支弁職員	-	10	-	36,113
	合計	11	22 (1)	295	88,493
比較	損益勘定支弁職員	-	- (-)	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	956
	合計	-	- (-)	-	956

手当の内訳 (千円)	区分	扶養手当	地域手当	超過勤務手当	通勤手当
	補正後	4,704	14,806	8,522	2,983
	補正前	4,704	14,662	8,417	2,983
	比較	-	144	105	-

ア 会計年度任用職員以外の職員 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区分	職員数(人)		給与費		
	特別職	一般職	報酬	給料	
補正後	損益勘定支弁職員	11	12 (1)	295	52,380
	資本勘定支弁職員	-	9	-	35,123
	合計	11	21 (1)	295	87,503
補正前	損益勘定支弁職員	11	12 (1)	295	52,380
	資本勘定支弁職員	-	9	-	34,167
	合計	11	21 (1)	295	86,547
比較	損益勘定支弁職員	-	- (-)	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	956
	合計	-	- (-)	-	956

手当の内訳 (千円)	区分	扶養手当	地域手当	超過勤務手当	通勤手当
	補正後	4,704	14,514	8,522	2,796
	補正前	4,704	14,370	8,417	2,796
	比較	-	144	105	-

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)		給与費		
	特別職	一般職	報酬	給料	
補正後	損益勘定支弁職員	-	-	-	-
	資本勘定支弁職員	-	1	-	1,946
	合計	-	1	-	1,946
補正前	損益勘定支弁職員	-	-	-	-
	資本勘定支弁職員	-	1	-	1,946
	合計	-	1	-	1,946
比較	損益勘定支弁職員	-	-	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

手当の内訳 (千円)	区分	地域手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	292	187	291	249
	補正前	292	187	291	249
	比較	-	-	-	-

(千円)		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当	計		
53,186	105,861	20,358	126,219
36,810	73,879	13,772	87,651
89,996	179,740	34,130	213,870
53,186	105,861	20,358	126,219
35,535	71,648	13,566	85,214
88,721	177,509	33,924	211,433
-	-	-	-
1,275	2,231	206	2,437
1,275	2,231	206	2,437

管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当
4,536	23,695	19,658	1,799	9,210	83
4,536	23,158	19,169	1,799	9,210	83
-	537	489	-	-	-

(千円)		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当	計		
53,186	105,861	20,358	126,219
35,791	70,914	13,146	84,060
88,977	176,775	33,504	210,279
53,186	105,861	20,358	126,219
34,516	68,683	12,940	81,623
87,702	174,544	33,298	207,842
-	-	-	-
1,275	2,231	206	2,437
1,275	2,231	206	2,437

管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当
4,536	23,404	19,409	1,799	9,210	83
4,536	22,867	18,920	1,799	9,210	83
-	537	489	-	-	-

(千円)		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当	計		
-	-	-	-
1,019	2,965	626	3,591
1,019	2,965	626	3,591
-	-	-	-
1,019	2,965	626	3,591
1,019	2,965	626	3,591
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給 料	956	給与改定に伴う増減分	956	給料表の改定 給料表改定による影響額 (令和6年4月1日実施)
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
手 当	1,275	制度改革に伴う増減分	1,275	地域手当 超勤手当 期末手当 勤勉手当 人事院勧告による給与改定影響分 (令和6年分) 期末手当支給割合の改定 勤勉手当支給割合の改定
		その他の増減分	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給 料	956	給与改定に伴う増減分	956	給料表の改定 給料表改定による影響額 (令和6年4月1日実施)
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
手 当	1,275	制度改革に伴う増減分	1,275	地域手当 超勤手当 期末手当 勤勉手当 人事院勧告による給与改定影響分 (令和6年分) 期末手当支給割合の改定 勤勉手当支給割合の改定
		その他の増減分	-	

イ 会計年度任用職員

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	
手 当	-	制度改革に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分	事務職 (行政職(1))	技術職 (行政職(1))	全職種 (行政職(1))
令和6年10月1日現在在	平均給料月額(円)	322,478	318,073
	平均給与月額(円)	392,895	405,508
	平均年齢	47歳4月	43歳1月
令和6年1月1日現在在	平均給料月額(円)	317,963	331,557
	平均給与月額(円)	383,852	428,461
	平均年齢	47歳3月	43歳4月
			44歳9月

(2) 初任給

区分	事務職	技術職	一般会計の制度	
			一般行政職	技能労務職
高校卒(円)	207,400	207,400	207,400	207,400
大学卒(円)	230,000	230,000	230,000	—

(3) 級別職員数 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区分	事務職		技術職			
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	8級	—	—	8級	—	—
	7級	1	12.5	7級	—	—
	6級	—	—	6級	1	9.1
	5級	2	25.0	5級	2	18.2
	4級	1	12.5	4級	2	18.2
	3級	3(1)	37.5(100.0)	3級	4	36.3
	2級	1	12.5	2級	2	18.2
	1級	—	—	1級	—	—
	計	8(1)	100.0(100.0)	計	11	100.0
令和6年1月1日現在	8級	—	—	8級	—	—
	7級	—	—	7級	1	7.1
	6級	—	—	6級	1	7.1
	5級	2	28.6	5級	3	21.4
	4級	1	14.3	4級	3	21.4
	3級	4(1)	57.1(100.0)	3級	2	14.3
	2級	—	—	2級	4	28.7
	1級	—	—	1級	—	—
	計	7(1)	100.0(100.0)	計	14	100.0

(級別の標準的な職務内容)

8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

(4) 期末手当・勤勉手当 ()内は、暫定再任用職員

区分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算	備考
	6月	12月			
補正後	月分 (1.175) 2.25	月分 (1.225) 2.35	月分 (2.40) 4.60	有	
補正前	月分 (1.175) 2.25	月分 (1.175) 2.25	月分 (2.35) 4.50	有	
一般会計の制度	月分 (1.175) 2.25	月分 (1.225) 2.35	月分 (2.40) 4.60	有	

令和6年度門真市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

	資産の部	千円	千円	千円
1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地	12,239			
ロ 構築物	101,974,614			
構築物減価償却累計額	<u>△45,382,291</u>	56,592,323		
ハ 工具、器具及び備品	6,662			
工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△1,874</u>	4,788		
ニ その他有形固定資産	68,861			
その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△65,501</u>	3,360		
ホ 建設仮勘定	<u>730,966</u>			
有形固定資産合計		57,343,676		
(2) 無形固定資産				
イ 施設利用権	<u>7,888,381</u>			
無形固定資産合計		<u>7,888,381</u>		
固定資産合計			65,232,057	
2. 流動資産				
(1) 現金預金		1,026,347		
(2) 未収金				
イ 営業未収金	283,196			
貸倒引当金	<u>△7,753</u>	275,443		
ロ 営業外未収金		124,625		
ハ その他未収金		<u>994</u>		
未収金合計		401,062		
(3) 貯蔵品		1,497		
(4) 前払金		<u>161,901</u>		
流動資産合計		1,590,807		
資産合計			<u>66,822,864</u>	

	負 債 の 部	千円	千円	千円	千円
3. 固 定 負 債					
(1) 企 業 債					
イ建設改良企業債			36,254,408		
(2) 引 当 金				<u>56,727</u>	
イ退職給付引当金					
固 定 負 債 合 計					36,311,135
4. 流 動 負 債					
(1) 企 業 債					
イ建設改良企業債			3,159,767		
(2) 未 払 金					
イ當業未払金		120,468			
ロ當業外未払金		2,750			
ハその他の未払金		<u>909,713</u>			
未 払 金 合 計					1,032,931
(3) 引 当 金					
イ賞与引当金		14,044			
ロ法定福利費引当金		<u>2,780</u>			
引 当 金 合 計					16,824
(4) 預 り 金					
イ預り保証金		906			
ロ預りり金		<u>948</u>			
預 り 金 合 計					<u>1,854</u>
(4) その他の流動負債					
流 動 負 債 合 計					<u>11,250</u>
5. 繰 延 収 益					4,222,626
(1) 長 期 前 受 金					
イ国庫補助金		1,319,223			
国庫補助金収益化累計額		<u>△327,491</u>		991,732	
ロ府補助金		2,426,707			
府補助金収益化累計額		<u>△1,139,014</u>		1,287,693	
ハ他会計負担金		24,116,936			
他会計負担金収益化累計額		<u>△10,756,327</u>		13,360,609	
ニ受益者負担金		930,699			
受益者負担金収益化累計額		<u>△736,958</u>		193,741	
ホ受贈財産評価額		10,613,707			
受贈財産評価額収益化累計額		<u>△5,918,587</u>		4,695,120	
長 期 前 受 金 合 計					<u>20,528,895</u>
負 債 合 計					<u>61,062,656</u>
6. 資 本	資 本 の 部				
6. 資 本					
(1) 資 本					4,681,722
7. 剰 余					
(1) 資 本 剰 余 金				12,239	
(2) 利 益 剰 余 金					
イ当年度未処分利益剰余金			<u>1,066,247</u>		
利 益 剰 余 金 合 計				<u>1,066,247</u>	
剰 余 金 合 計					<u>1,078,486</u>
資 本 合 計					<u>5,760,208</u>
負 債 資 本 合 計					<u>66,822,864</u>

令和6年度門真市公共下水道事業会計予算（第1号）注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数
構築物 50年
工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数
流域下水道施設利用権 50年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額389,227千円のうち、一般会計及び水道事業会計が負担すると見込まれる金額の合計332,779千円を除き、公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額56,448千円を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能

見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、28,134,493千円である。

2 その他未処分利益剰余金変動額について

その他未処分利益剰余金変動額508,428千円は、令和5年度における資本的収入が資本的支出に対し不足する額に補てんするため減債積立金を取崩したものである。

III リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 2,903千円

1年超 5,075千円

計 7,978千円

IV その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和6年度において、退職給付引当金の取崩しは予定していない。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として43,353千円を支給するため、賞与引当金から12,528千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として7,902千円を支出するため、法定福利費引当金から2,519千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、下水道使用料及び受益者負担金を不納欠損するため、貸倒引当金1,249千円を取り崩す予定としている。

令和6年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
附属書類

資本的支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的支出			千円 4,934,145	千円 2,437	千円 4,936,582
	1. 建設改良費		2,127,427	2,437	2,129,864
		1. 公共下水道 整備事業費	1,654,642	2,437	1,657,079

(税込)

各 目		説 明	
節	金 額	備 考	
	千円		千円
1. 給 料	956	一般職給 9人	
2. 手 当	1,076	地 域 超 勤 期 末 勤 勉	144 105 434 393
3. 賞 与 引 当 金 繰 入 額	199		
4. 法 定 福 利 費	165		
5. 法定福利費引当金繰入額	41		